

内管工事新規参入の手引き

【お知らせ】

本市の供給区域内で内管工事を行うためには、内管工事の種類毎に本市の指定を受ける必要があります。

指定を受けるためには、申請書の提出が必要になりますので、ご確認ください。

申請書の提出先

〒275-8666

千葉県習志野市藤崎1丁目1番13号

習志野市企業局 業務部 企業総務課 行

切り取って宛先として
お使いください。



あしたのJ=モニ=が響くまち

習志野市

◆お問い合わせ先 習志野市企業局 業務部 企業総務課

047(475)3321(代表) 内線 232

目 次

I. はじめに	P3
II. 用語	P4
III. 「指定簡易内管施工店」と「指定ガス工事店」	P5
IV. 「指定簡易内管施工店」の指定等	P7
1. 指定の手順	P7
2. 指定要件	P7
3. 欠格要件	P7
4. 工事範囲	P8
5. 資格	P9
6. 材料仕様	P9
7. 指定の取消し等	P9
8. 指定後の遵守事項	P9
9. 保安・品質確保及び諸施策への協力	P10
V. 「指定簡易内管施工店」の申請・届出等	P11
1. 申請について	P11
2. 提出書類一覧表	P11
3. 申請手数料	P12
4. 様式	P13
VI. 「指定ガス工事店」の指定等	P23
1. 指定の手順	P23
2. 指定要件	P23
3. 欠格要件	P23
4. 工事範囲	P24
5. 資格	P24
6. 材料仕様	P25
7. 指定の取消し等	P25
8. 指定後の遵守事項	P25
9. 保安・品質確保及び諸施策への協力	P26
VII. 「指定ガス工事店」の申請・届出等	P27
1. 申請について	P27
2. 提出書類一覧表	P27
3. 申請手数料	P28
4. 様式	P29

I. はじめに

本書は、習志野市企業局(以下「本市」という。)の内管工事店となって本市の供給区域にて都市ガスの内管工事を行うことを希望される法人・個人事業者の方に、その必要要件や手順等をご紹介するために作成したものです。

都市ガスの設備(内管)は、ガス事業法で規定する「ガス工作物」にあたります。ガス工作物に関しては、ガス事業法第61条に規定されるガス工作物の技術基準適合維持義務が一般ガス導管事業者に課せられているなど、ガス事業法や関連する法令等により様々な規定があり、一般ガス導管事業者はこれを全うする義務を負っています。そのため、一般ガス導管事業者である本市は、この責任を全うできることを前提に工事会社を選定しています。また、本市は、習志野市ガス供給条例第6条において「供給施設に関する工事は、本市が施行する。ただし、(以下略)」として内管工事を自らの管理下におき、本市としての技術基準やその他の諸基準を定め、本市から内管工事の設計・施工等を発注して実際に工事を行う工事店を適切に指導しながら、お客さまに安全、安心なガス設備をご提供するしくみとしています。

このような点が、都市ガス内管工事が他の設備工事と大きく異なっているところです。内管工事への新規参入を検討される事業者の方々にあっては、この点を十分にご理解いただきつつ、ご検討いただければ幸いです。

【参考】ガス事業法(抜粋)平成29年4月1日施行

第61条第1項

一般ガス導管事業者は、一般ガス事業の用に供するガス工作物を経済産業省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

第65条第1項

一般ガス導管事業者は、経済産業省令で定めるところにより、ガス主任技術者免状の交付を受けている者であって、経済産業省令で定める実務の経験を有するもののうちから、ガス主任技術者を選任し、一般ガス導管事業の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせなければならない。

第193条

ガス事業者の承諾を得ないでみだりにガス工作物の施設を変更した者は、五十万円以下の罰金に処する。

Ⅱ. 用語

内管

お客様の敷地内、建物内のガス管(道路敷地境界からガス栓まで)をいいます。

灯外内管

内管のうち、メーターガス栓(ガスメーターの入り側にあるガス栓)より上流側をいいます。

灯内内管

内管のうち、メーターガス栓より下流側をいいます。

供給管

道路に並行に埋設されているガス管(本支管)から分岐してお客様の敷地へ引き込むガス管(分岐から道路敷地境界までの道路部分)をいいます。

新設工事

内管工事のうち、新しくガスメーターを取り付ける工事をいいます。道路からガス管を引き込む(供給管敷設工事を伴う)ものと、既設の灯外内管から分岐して行うものがあります。

増設工事等

本書では、新設工事以外の、増設工事(ガス栓を増やす工事)や位置替え工事(ガス管やガス栓の位置を変える工事)などを総称して「増設工事等」と表記します。

習志野市指定ガス工事店

習志野市ガス供給条例第6条第1項本文に規定する供給施設に関する工事の施行における請負人となることができる者のことをいいます。

※ 工事の範囲は、新設工事及び増設工事等です。

習志野市指定簡易内管施工店

習志野市ガス供給条例第6条第1項ただし書きに規定する本市が承認した工事人になることができる者のことをいいます。

※ 工事の範囲は、習志野市指定簡易内管施工店規程第2条第1項各号に定めるガス内管工事です。

Ⅲ. 「指定簡易内管施工店」と「指定ガス工事店」

本市の供給区域においてお客さまの内管工事を行うには、どのガス小売事業者からガスの供給を受けているかに関わらず、本市の指定簡易内管施工店になるか、又は指定ガス工事店になる必要があります。指定簡易内管施工店は、施工できる範囲に制限がありますが、指定ガス工事店は、施工できる範囲に制限がありません。企業活動として内管工事を行おうとする際には、十分ご検討の上、選択してください。

< 指定簡易内管施工店と指定ガス工事店の比較 >

指 定 の 種 類	指定簡易内管施工店	指定ガス工事店
施工範囲の概要	機器設置等に伴うフレキ管を用いた簡易な増設工事等	体制・実績に応じた範囲の新設工事及び増設工事等
必要な資格等	(一社)日本ガス協会の「簡易内管施工士」資格。	(1)ガス事業法の規定によるガス主任技術者が1人以上専属として配置できる者。 (2)建設業法に基づく管工事業の許可を受けた者。 (3)管工事について建設業法に基づく経営事項審査を受け、その結果が有効期限内にある者。 (4)(一社)日本ガス協会の業界統一資格(施工資格)等。
指定の審査	申請書類の審査	申請書類の審査と実態調査
お客さまとの取引	施工店がお客さまと直接取引。	本市の受注者として工事を施行。お客さまとの取引主体は本市。
工事代金の流れ	お客さまから施工店へ	お客さまから本市が工事負担金として徴収し、本市は入札等によって契約した工事店に材料費・労務費等の工事請負代金を支払う。
お客さまに請求する工事の金額	施工店とお客さまとの間で自由に決める。	本市の単価表に記載された単価にて契約する。
使用材料と調達	本市の規格に合致するものを管材店等にて調達。	本市の規格に合致するものを管材店等にて調達。

本市による 管理・指導 等	<p>工事完了後速やかに簡易内管施工完了報告書を本市に提出。</p> <p>本市は必要があると認める場合は、検査を行い、不備があれば改善を指示。</p> <p>本市が改善を必要と認める場合は、施工店は遅滞なく必要な措置を講じ、本市に報告する必要がある。</p>	<p>工事完了後、本市にて竣工検査を実施。</p> <p>本市の防災訓練等への参加・協力が必要。</p> <p>ガス漏れ等の理由により、ガス導管の保安上必要なときはいつでも出動する義務を有する。</p>
組織体制等	特に規定なし。1人でも可。	<p>従業員 4 人以上。</p> <p>供給区域内での工事施工及び緊急対応に支障をきたさない地域に事業所があること。</p>
必要な装備 等	<p>(1)管の切断用の機械器具</p> <p>(2)接合用の機械器具</p> <p>(3)ガス漏れ検査用の機械器具</p>	<p>(1)管の切断用の機械器具</p> <p>(2)管の加工用の機械器具</p> <p>(3)接合用の機械器具</p> <p>(4)ガス漏れ検査用の機械器具</p> <p>(5)安全作業用の機械器具</p> <p>(6)工事・連絡用の建設車両等</p> <p>(7)保安・安全対策用の機械器具</p>
指定手数料	新規・更新時 20,000 円	手数料なし
指定期間	3 年間	原則 1 年間。ただし、年度途中から指定された方については、指定後、最初に到来する 3 月 31 日までとなります。

なお、この他に、本市の供給区域においてお客さまの内管工事を行うには、既存の習志野市指定ガス工事店（以下「指定ガス工事店」）と契約してその協力会社となり、工事の施工者が所定の資格等を取得したうえで、指定ガス工事店が本市から受注した工事を指定ガス工事店の監督者のもとに施工することができます。

IV. 「指定簡易内管施工店」の指定等

指定簡易内管施工店の指定及び指定簡易内管施工店の施工する簡易内管工事等について定める。

1. 指定の手順

- (1) 指定簡易内管施工店の指定を受けようとする者は、この手引きを承認の上、本市に申請書を提出する必要があります。
- (2) 本市は、要件を満たしていると認めるときは、本市の指定簡易内管施工店として指定いたします。
- (3) 指定の有効期間は指定日から3年間とし、有効期間の更新をする場合は期間満了の3カ月前までに更新申請を行う必要があります。

2. 指定要件

- (1) 指定簡易内管施工店は、次の要件をすべて満たす必要があります。
 - ① 常勤の役員、常傭の従業員又は代表者のうち1名以上が、(一社)日本ガス協会所定の簡易内管施工士の資格を保有していること。
 - ② 「4. 工事範囲」に定める工事施工に必要な工具、車両、機械器具等を所有していること。(リース契約等により使用権が確保されている場合を含む。)
 - ③ 下記に定める欠格要件に該当しないこと。【3. 欠格要件参照】

3. 欠格要件

- (1) 指定簡易内管施工店は、下記の要件に該当してはいけません。
 - ① 精神の機能の障害により簡易内管工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者であること。
 - ② 個人事業者にあつては代表者、法人事業者にあつては役員又は法人が破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者であること。
 - ③ 個人事業者にあつては代表者、法人事業者にあつては役員又は法人がガス事業法違反の罪により、刑に処せられ、その執行を終えた日又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であること。
 - ④ 個人事業者にあつては代表者、法人事業者にあつては役員又は法人がガスの供給又はガス工作物に支障を与えたことにより、ガス事業法以外の法令違反の罪により刑に処せられ、その執行を終えた日又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であること。
 - ⑤ 習志野市指定簡易内管施工店規程第9条の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しないこと又は取消原因がある状態において自ら

営業の廃止を届け出ることにより、指定を抹消されてから2年を経過しないこと。

- ⑥ 法人事業者にあっては役員が、個人事業者にあっては代表者が⑤に該当する指定簡易内管施工店の指定取消し時又は抹消時に、個人事業者にあっては代表者であった者、法人事業者にあっては役員であった者であること。
- ⑦ 習志野市暴力団排除条例第2条第1号の暴力団その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という。)に関して次のいずれかの事実があること。
 - ・ 個人事業者にあっては代表者又は従業員、法人事業者にあっては法人又はその役員、経営若しくは事業に実質的に影響を有する株主、重要な地位の使用人若しくはこれに準ずる顧問等(以下「役員等」という。)が、反社会的勢力であること。
 - ・ 個人事業者にあっては代表者又は従業員、法人事業者にあっては法人又はその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- ⑧ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者であること。

4. 工事範囲

(1) 指定簡易内管施工店は、簡易内管工事に限り受注し、施工することができます。

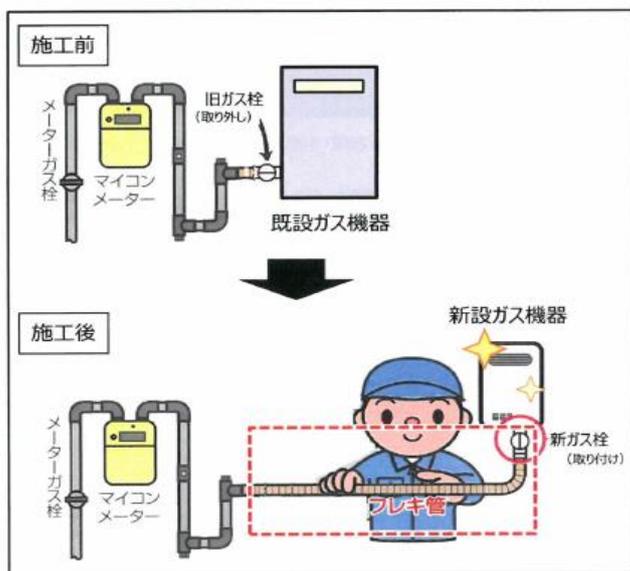
※ 簡易内管工事とは

低圧(ゲージ圧力で0.1メガパスカル未満の圧力をいいます。)でガスの供給を受けており、ガスメーターの能力が16立方メートル毎時以下のマイコンメーターが既に設置されている一般建物(ガス事業法令に定められている建物区分の一般業務用建物、一般集合住宅又は一般戸建て住宅に該当するものをいいます。)で、当該ガスメーターより下流側で以下のいずれかに該当する露出部分の工事のこと。

- ① フレキ管を配管してガス栓を増設する工事
- ② フレキ管を配管してガス栓又は配管の位置を変える工事
- ③ 継ぎ手のみ使用してガス栓を増設する工事
- ④ 継ぎ手のみ使用してガス栓の位置を変える工事
- ⑤ ガス栓のみ取り替える工事
- ⑥ ①から⑤の工事に伴う内管の撤去工事

簡易内管施工登録店で施工可能な範囲（例）

例 1) フレキ管による配管およびガス栓の位置替え+機器接続工事



例 2) ガス栓の取替え工事



※ 工事範囲は赤点線枠内です。

5. 資格

指定簡易内管施工店が受注した簡易内管工事は、指定簡易内管施工店において選任されることとなる(一社)日本ガス協会が認定した簡易内管施工士に施工させなければなりません。

6. 材料仕様

工事で使用する材料は、ガス事業法令及び本市の定める材料、設計及び施工基準に適合するものを使用しなければなりません。

7. 指定の取消し等

指定簡易内管施工店が本市の定める事項(習志野市指定簡易内管施工店規程第9条・第10条)に該当する場合は、本市は指定簡易内管施工店の指定を取消し又は停止することができます。

8. 指定後の遵守事項

(1) 簡易内管施工士の選任・解任の届出

- ・ 指定を受けた日から14日以内に、事業所ごとに簡易内管施工士を選任し、本市へ届け出なければなりません。

- ・ 簡易内管施工士が欠けるに至ったときから14日以内に新たに施工士を選任し、本市へ届け出なければなりません。
- ・ 簡易内管施工士を選任又は解任したときは、遅滞なく本市へ届け出なければなりません。
- ・ 原則、一の事業所の簡易内管施工士が同時に他の事業所の簡易内管施工士とならないようにしなければなりません。

(2) 変更の届出

下記の変更があった場合は、変更のあった日から30日以内に本市へ届け出なければなりません。

- ・ 事業所の名称及び所在地
- ・ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名、役員の氏名
- ・ 簡易内管施工士の氏名及び簡易内管施工士の免状の交付番号

(3) 廃止等の届出

- ・ 事業を廃止又は休止した場合は廃止又は休止の日から30日以内に本市へ届け出なければなりません。
- ・ 事業を再開した場合は、再開の日から10日以内に本市へ届け出なければなりません。

(4) 指定期間更新の申請

- ・ 指定の有効期間の満了後も引き続いて指定を受けようとする者は、その満了の3月前までに本市へ申請しなければなりません。

(5) その他

- ・ 本市へ届出した簡易内管施工士に施工させなければなりません。
- ・ 工事完了後、気密試験を実施し、ガス漏れのないことを確認しなければなりません。
- ・ 簡易内管工事完了後、速やかに、本市に簡易内管施行完了報告書を提出し、工事施工記録を3年間保管しなければなりません。

9. 保安・品質確保及び諸施策への協力

- (1) 指定簡易内管施工店は、簡易内管施工士に法令に基づく所定の講習及びその他、必要に応じた講習等を受講させ修了させなければなりません。
- (2) 簡易内管工事において、検査を実施する場合、本市から簡易内管施工士の立会いを求めることがあります。
- (3) 検査により、本市が改善を必要と認める場合は、手直し等必要な措置を講じ、その結果を本市に報告しなければなりません。

V. 「指定簡易内管施工店」の申請・届出等

1. 申請について

- (1) 指定の申請・更新・変更の届出等をする場合は、「2. 提出書類一覧表」に掲げる申請書等を本市へ提出しなければなりません。

2. 提出書類一覧表

No	提出書類(習志野市指定簡易内管施工店規程の様式)	新規	更新	変更			
				A	B	C	D
1	習志野市簡易内管施工店指定申請書(第1号様式)	○					
2	機械器具調書(別紙) ・管の切断用の機械器具 ・管の加工用の機械器具 ・接合用の機械器具 ・検査用の機械器具 等	○	○		○		
3	誓約書(第2号様式)	○	○	○			
4	習志野市指定簡易内管施工店申請書(更新) (第4号様式)		○				
5	習志野市指定簡易内管施工店指定事項変更届出書 (第5号様式)			○	○		
6	定款又は寄附行為、及び商業登記簿謄本 (法人の場合)	△	△	△	△		
7	住民票の写し又は在留カードの写し(個人の場合)	△	△	△	△		
8	習志野市指定簡易内管施工店 廃止・休止・再開 届出書(第6号様式)						○
9	簡易内管施工士選任・解任届書(第7号様式)	○	○			○	
10	簡易内管施工士資格証のコピー	○	○			○	
11	事務所の所在地を示す地図と事務所の外観の写真	○	○		○		
12	機械器具調書(別紙)で記入した工具全ての写 真と、その工具を保管している場所の写 真	○	○		○		

○新規申請時に提出していただく書類

→ 新規の列の○が付いている書類、また6と7の△は該当するいずれか一方を提出。

○更新申請時に提出していただく書類

→ 更新の列の○が付いている書類、また6と7の△は該当するいずれか一方を提出。

○記入事項に変更のある時提出していただく書類

1. 代表者が変わった、役員が変わった

→ Aの列の○が付いている書類、また6と7の△は該当するいずれか一方を提出。

※ 代表者変更の場合は、習志野市指定簡易内管施工店指定書（免状）を提出。

2. 会社の所在地が移転した、会社名が変わった

→ Bの列の○が付いている書類、また6と7の△は該当するいずれか一方を提出。

3. 簡易内管施工士を選任した、解任した

→ Cの列の○が付いている書類を提出。

4. 事業を廃止・休止・再開するとき

→ Dの列の○が付いている書類と習志野市指定簡易内管施工店指定書(免状)を提出
(再開を除く)。

*以上に当てはまらないときは、習志野市企業局業務部企業総務課（電話
047(475)3321）までご相談下さい。

3. 申請手数料

(1) 新規申請・更新申請ともに20,000円です。

(2) 申請書類審査後、簡易内管施工店の指定をした事業者の方には、担当者より連絡させていただきますので、習志野市指定簡易内管施工証の交付前までに納入してください。

別 記

第1号様式(第3条第2項)

年 月 日

(表面)

習志野市簡易内管施工店指定申請書

習志野市企業管理者 宛て

申請者 氏名又は名称
住 所
代表者氏名

印

習志野市指定簡易内管施工店規程第3条第2項の規定に基づき次のとおり指定の申請をします。

役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者)の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
事業の範囲	
機械器具・車両の名称、性能及び数	別表のとおり

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

(裏面)

当該供給区域で簡易内管工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる簡易内管施工士の氏名	簡易内管施工士の免状の交付番号及び交付年月日

当該供給区域で簡易内管工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる簡易内管施工士の氏名	簡易内管施工士の免状の交付番号及び交付年月日

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別紙

機 械 器 具 調 書

年 月 日現在

種 別	名 称	形式・性能・車両の用途	数量	備考

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

第2号様式(第3条第3項第1号)

誓 約 書

指定簡易内管施工店指定申請者及びその役員は、習志野市指定簡易内管施工店規程第4条第3号アからクまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者

氏名又は名称

住 所

代表者氏名

印

習志野市企業管理者 宛て

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

第4号様式(第7条)

年 月 日

(表面)

習志野市指定簡易内管施工店申請書(更新)

習志野市企業管理者 宛て

申請者 氏名又は名称

住 所

代表者氏名

印

習志野市指定簡易内管施工店規程第7条の規定に基づき次のとおり指定の申請をします。

役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者)の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
事業の範囲	
機械器具・車両の名称、性能及び数	別紙のとおり

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

(裏面)

当該供給区域で簡易内管工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる簡易内管施工士の氏名	簡易内管施工士の免状の交付番号及び交付年月日

当該供給区域で簡易内管工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる簡易内管施工士の氏名	簡易内管施工士の免状の交付番号及び交付年月日

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

第5号様式(第11条第2項)

年 月 日

習志野市指定簡易内管施工店指定事項変更届出書

習志野市企業管理者 宛て

届出者

氏名又は名称

住 所

代表者氏名

印

習志野市指定簡易内管施工店規程第11条第2項の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称			
住 所			
フリガナ 代表者の氏名			
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

第6号様式(第11条第3項)

年 月 日

廃止
習志野市指定簡易内管施工店 休止 届出書
再開

習志野市企業管理者 宛て

届出者
氏名又は名称
住 所
代表者氏名 印

習志野市指定簡易内管施工店規程第11条第3項の規定に基づき、指定簡易
廃止
内管施工店の 休止 の届出をします。
再開

フリガナ 氏名又は名称	
住 所	
フリガナ 代表者の氏名	
(廃止・休止・再開) の 年 月 日	
(廃止・休止・再開) の 理 由	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

第7号様式(第15条第3項)

年 月 日

簡易内管施工士選任・解任届書

習志野市企業管理者 宛て

届出者

氏名又は名称

住 所

代表者氏名

印

習志野市簡易内管施工店規程第15条第3項の規定に基づき、次のとおり簡易内管
施工士の

選任
解任 の届出をします。

供給区域で簡易内管工事の事業を行う事業所の名称		
上記事業所で選任・解任する簡易内管施工士の氏名	簡易内管施工士免状の交付番号	選任・解任の年月日

第8号様式(第17条)

年 月 日

簡易内管施工完了報告書

習志野市企業管理者 宛て

申請者 氏名又は名称

住 所

代表者氏名

印

習志野市指定簡易内管施工店規程第17条の規定に基づき、完了した簡易内管工事の施工内容を報告します。

工 事 名	
所 在 地	
工 事 完 了 日	年 月 日
気 密 試 験 の 結 果	

使用した配管材料表

材 料 名	口 径	数 量	材 料 名	口 径	数 量

備考 完了した工事内容を示す図面を添付すること。

VI. 「指定ガス工事店」の指定等

指定ガス工事店の指定及び指定工事店の施行する内管工事等について定める。

1. 指定の手順

- (1) 指定ガス工事店の指定を受けようとする者は、この手引きを承認の上、本市に申請する必要があります。
- (2) 本市は、要件を満たしていると認めるときは、本市の指定ガス工事店として指定いたします。
- (3) 指定の有効期間は原則、1年間(ただし、年度途中から指定された方については、指定後、最初に到来する3月31日まで)とし、毎年2月1日から同月末日までに更新申請を行う必要があります。

2. 指定要件

指定ガス工事店は、次の要件をすべて満たす必要があります。

- ① 供給区域内での工事施工及び緊急対応に支障を来さない地域に事業所を持ち、かつ、相当の資産と信用があること。
- ② 専属のガス主任技術者が1人以上いること。
- ③ ガス設備工事に必要な設備及び器材を常備し従業員を4人以上有すること。
- ④ 建設業法にもとづく管工事業の許可を受けた者であること。
- ⑤ 管工事について建設業法に基づく経営事項審査を受け、その結果が有効期限内にある者であること。
- ⑥ 下記に定める欠格要件に該当しないこと。【3. 欠格要件参照】
- ⑦ ①～⑥に定める者のほか、ガス設備工事を的確に行うことができると認められること。

3. 欠格要件

指定ガス工事店は、下記の要件に該当してはいけません。

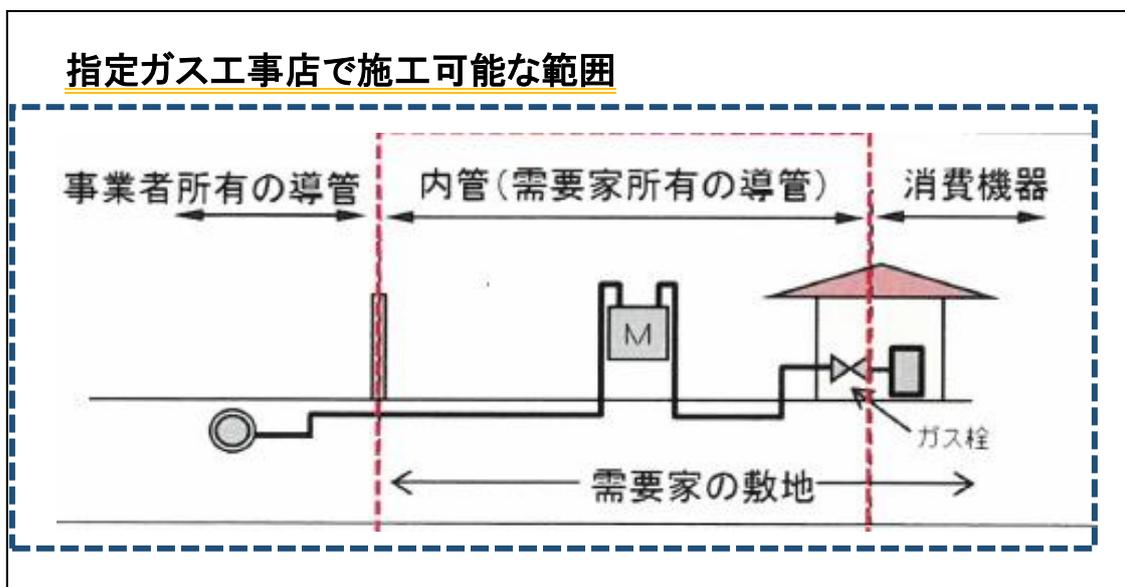
- ① 精神の機能の障害により当該業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者であること。
- ② 個人事業者にあつては代表者、法人事業者にあつては役員又は法人が破産手続き開始の決定を受け復権を得ない者であること。
- ③ 個人事業者にあつては代表者、法人事業者にあつては役員又は法人がガス事業法違反の罪により、刑に処せられ、その執行を終えた日又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であること。
- ④ 個人事業者にあつては代表者、法人事業者にあつては役員又は法人がガスの供給又はガス工作物に支障を与えたことにより、ガス事業法以外の法令の罪に

より、刑に処せられ、その執行を終えた日又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であること。

- ⑤ 指定ガス工事店の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していない者であること。
- ⑥ 習志野市暴力団排除条例第2条第1号の暴力団その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という。)に関して次のいずれかの事実があること。
 - ・ 個人事業者にあつては代表者又は従業員、法人事業者にあつては法人又はその役員、経営・事業に実質的に影響を有する株主、重要な地位の使用人若しくはこれに準ずる顧問等(以下「役員等」という。)が、反社会的勢力であること。
 - ・ 個人事業者にあつては代表者又は従業員、法人事業者にあつては法人又はその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- ⑦ 民事再生法又は会社更生法の適用を受けている者であること。

4. 工事範囲

習志野市ガス供給条例第6条第1項本文に規定する本市が施行する供給施設に関する工事を施工することができます。



※ 工事範囲は青点線枠内です。

5. 資格

ガス事業法に定めるガス主任技術者が専属で1人以上いること。

下記の資格を保有する者が工事を施工又は監督する必要があります。

- ・ガス主任技術者
- ・建設業法上の監理技術者資格者又は主任技術者

- ・ (一社)日本ガス協会の内管工事士の資格者等

【参考】日本ガス協会 内管工事資格制度の資格区分と主な対象工事

資格区分		主な対象工事
基本資格	第2種内管工事士	戸建住宅・小規模集合住宅等の新設工事
	第1種内管工事士	大規模集合住宅・商業用建物等の新設工事
	内管溶接管理技士	大規模商業用建物・工場等の中圧の溶接工事の指示確認
付加資格	活管工事	灯外内管からの活管のせん孔取出工事
	低圧溶接	大規模集合住宅・商業用建物等の低圧の溶接工事の指示確認

6. 材料仕様

- (1) 工事で使用する材料は、ガス事業法令及び本市の定める材料、設計及び施工基準に適合するものを使用しなければなりません。
- (2) 本市は、託送供給約款に基づき、工事申込者が工事材料を提供する場合には検査を行い、それを用いることがあります。ただし、ガス事業法令の定める基準に適合していることを要します。また、その工事材料の検査料について負担していただく場合があります。

7. 指定の取消し等

指定ガス工事店が本市の定める事項(習志野市指定ガス工事店規程第10条)に該当する場合は、本市は、指定ガス工事店の指定を取り消すことができます。

8. 指定後の遵守事項

- (1) 変更・廃止等の届出

下記の変更等があった場合は、直ちに本市へ届け出て承認を受けなければなりません。

- ・ 事業所を移転しようとするとき。
- ・ 代表者の氏名又は名称に変更があったとき。
- ・ 代表者又は従業員に異動があったとき。
- ・ 組織を変更したとき。
- ・ 法人代表者又は店主に異動があったとき。
- ・ 事業を廃止したとき。

(2) 指定期間更新の申請

- ・ 指定の有効期間の満了後も引き続いて指定を受けようとする者は、その満了の1月前までに本市へ申請しなければなりません。

(3) その他

- ・ 工事完了後、気密試験を実施し、ガス漏れのないことを確認しなければなりません。
- ・ 工事完了後、速やかに工事検査を受けなければなりません。

9. 保安・品質確保及び諸施策への協力

- (1) 指定ガス工事店は、本市と協力して保安・品質確保、お客さま満足向上及び都市ガス普及拡大に向けて取組むとともに、本市が定めた諸施策へ協力しなければなりません。
- (2) 指定ガス工事店は、工事を施工する者に法令に基づく所定の講習及びその他必要に応じた講習等を受講させ、修了させなければなりません。
- (3) 竣工検査を行い、基準を満たしていない場合は、手直しなどの対応を求めることがあります。
- (4) 緊急時又は災害時の応援等体制の構築に関する覚書の締結を求めることがあります。

Ⅶ. 「指定ガス工事店」の申請・届出等

1. 申請について

- (1) 指定の申請・更新・変更の届出等をする場合は、「2. 提出書類一覧表」に掲げる申請書等を本市へ提出しなければなりません。
- (2) 提出書類の詳しい説明については、別紙「習志野市指定ガス工事店申請書類受付チェック表」、「習志野市指定ガス工事店指定申請書添付書類概要」、「習志野市指定ガス工事店申請に係る実態調査表記入要領」を参照してください。

2. 提出書類一覧表

No	提出書類(習志野市指定ガス工事店規程の様式)	新規	更新	変更		
				A	B	C
1	習志野市指定ガス工事店指定申請書(第1号様式)	○				
2	習志野市指定ガス工事店継続指定申請書(第5号様式)		○			
3	習志野市指定ガス工事店指定事項変更届出書(第6号様式)			○	○	
4	習志野市指定ガス工事店廃止届出書(第7号様式)					○
5	習志野市指定ガス工事店申請に係る実態調査表	○	○			
6	事業者の位置を記した図面及び事業所の見取図	○	○		○	
7	代表者の身分証明書及び印鑑証明書	○	○	△		
8	工事用機械器具目録(第2号様式) ※ 工具全ての写真と、その工具を保管している場所の写真	○	○			
9	資産調書及び納税証明書	○	○			
10	工事経歴書 ※ 経営事項審査申請書様式(様式第二号)	○	○			
11	ガス主任技術者免状の写し及び従業員名簿(第3号様式)	○	○	○		
12	法人の場合は定款及び商業登記簿謄本	○	○	○	○	
13	建設業法の登録の写し又は許可証明書	○	○			
14	経営規模等評価結果通知書(総合評定値通知書)の写し	○	○			
15	習志野市承認溶接施工事業所に関する書類の写し(溶接工事を受注したい場合) 溶接作業員の健康診断結果の写し	△	△			

○新規申請時に提出していただく書類

→ 新規の列の○が付いている書類を提出。△は溶接工事を受注する場合のみ提出。

○更新申請時に提出していただく書類

→ 更新の列の○が付いている書類を提出。△は溶接工事を受注する場合のみ提出。

○記入事項に変更のある時提出していただく書類

1. 代表者が変わった、役員が代わった

→ Aの列の○が付いている書類を提出。代表者が変わった場合は△も提出。

2. 会社の所在地が移転した、会社名が変わった等

→ Bの列の○が付いている書類を提出。

3. 事業を廃止するとき

→ Cの列の○が付いている書類と習志野市指定ガス工事店指定書(免状)を提出

*以上に当てはまらないときは、習志野市企業局業務部企業総務課（電話047(475)3321）までご相談下さい。

3. 申請手数料

新規申請・更新申請ともに手数料はありません。

別 記

第1号様式(第2条)

習志野市指定ガス工事店指定申請書

年 月 日

習志野市企業管理者 宛て

申請者 住 所
 商号又は名称
 代 表 者 名 印
 担 当 者 名

習志野市指定ガス工事店規程第2条の規定により、次のとおり指定ガス工事店の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

フリガナ 商号又は法人名	
フリガナ 代 表 者 名	
本店の所在地	
本市内又は供給区域内 ・本市に係る事業所の 所在地	郵便番号 住 所 電話番号 FAX
添 付 書 類	下記参照
(1)事業所の位置を記した図面及び事業所の見取図 (2)代表者の身分証明書及び印鑑証明書 (3)工事用機械器具目録 (4)資産調書及び納税証明書 (5)工事経歴書 (6)ガス主任技術者免状の写し及び従業員名簿 (7)法人の場合は定款及び登記簿謄本 (8)建設業法の登録の写し又は許可証明書 (9)経営規模等評価結果通知書(総合評定値通知書)の写し (10)習志野市承認溶接施工事業所に関する書類の写し (承認溶接施工事業所: 有・無)	

第5号様式(第7条第1項)

習志野市指定ガス工事店継続指定申請書

年 月 日

習志野市企業管理者 宛て

申請者 住 所
 商号又は名称
 代表者名 印
 担当者名

習志野市指定ガス工事店規程第7条第1項の規定により、次のとおり指定ガス工事店の継続指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

フリガナ 商号又は法人名	
フリガナ 代表者名	
本店の所在地	
本市内又は供給区域内 ・本市に係る事業所の 所在地	郵便番号 住 所 電話番号 FAX
添 付 書 類	下記参照
(1)事業所の位置を記した図面及び事業所の見取図 (2)代表者の身分証明書及び印鑑証明書 (3)工事用機械器具目録 (4)資産調書及び納税証明書 (5)工事経歴書 (6)ガス主任技術者免状の写し及び従業員名簿 (7)法人の場合は定款及び登記簿謄本 (8)建設業法の登録の写し又は許可証明書 (9)経営規模等評価結果通知書(総合評定値通知書)の写し (10)習志野市承認溶接施工事業所に関する書類の写し (承認溶接施工事業所: 有・無)	

第6号様式(第9条)

習志野市指定ガス工事店指定事項変更届出書

年 月 日

習志野市企業管理者 宛て

住 所
届出者 商号又は名称
代 表 者 名
担 当 者 名

印

習志野市指定ガス工事店規程第9条の規定により、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 商号又は法人名			
フリガナ 代 表 者 名			
本店の所在地			
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日

第7号様式(第9条)

習志野市指定ガス工事店廃止届出書

年 月 日

習志野市企業管理者 宛て

届出者 住 所
商号又は名称
代表者名 印
担当者名

習志野市指定ガス工事店規程第9条の規定に基づき、指定ガス工事店の廃止の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	
住 所	
フリガナ 代表者の氏名	
廃止年月日	
廃止の理由	

年度習志野市指定ガス工事店申請に係る実態調査表

提出日 年 月 日

1. 指定申請区分	新規 更新 (現指定番号) 第 号																												
2. 商号または名称																													
3. 代表者氏名																													
4. 本社所在地	(TEL)																												
5. 本市内(供給区域内)等における事業所の状況	<p>(1) 名称、所在地</p> <p>① 名称</p> <p>② 所在地 (TEL)</p> <p>③ 所長名又は責任者名</p> <p>(2) 敷地</p> <p>① 所有者名 賃貸借契約 有・無</p> <p>② 面積 m²</p> <p>(3) 事務室</p> <p>① 建物所有者名 賃貸借契約 有・無</p> <p>② 面積 m² 応接室 有・無</p> <p>③ 認定書の掲示 有・無</p> <p>(4) 倉庫</p> <p>① 所在地 賃貸借契約 有・無</p> <p>② 土地所有者 賃貸借契約 有・無</p> <p>③ 建物所有者 賃貸借契約 有・無</p> <p>④ 面積 m²</p> <p>(5) 従業員用各室</p> <p>① 宿直室 有・無 ② 更衣室 有・無 ③ 食堂 有・無 ④ 浴室 有・無</p> <p>(6) 車両機械器具</p> <p>① 工作車 台 ⑥穿孔機 台 ⑪ 転圧機 台</p> <p>② トラック 台 ⑦ブレーカー 台 ⑫ EFコントローラ 台</p> <p>③ 掘削車 台 ⑧舗装用カッター 台 ⑬ フレキ配管工具 台</p> <p>④ ブルドーザーショベル 台 ⑨発電機 台 ⑭ 警戒標識 枚</p> <p>⑤ 削岩車 台 ⑩水中ポンプ 台 ⑮ バリケード 基</p> <p>(7) 台帳類の整備</p> <p>① 出勤簿・タイムカード 有・無 ⑤ 作業日報 有 無</p> <p>② 労働者名簿 有・無 ⑥ 資材受払簿(局支給材) 有 無</p> <p>③ 賃金台帳 有 無 ⑦ 見積書・請求書(控)綴 有 無</p> <p>④ 工事台帳 有 無 ⑧ 工事請負契約書綴 有 無</p> <p>(8) 責任技術者氏名及び従業員数</p> <p>① 専任のガス主任技術者氏名</p> <p>② 従業員数</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>主任技術者</th> <th>専任配管工</th> <th>現場代理人</th> <th>作業員</th> <th>事務職員等</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全従業員</td> <td style="text-align:center;">名</td> <td style="text-align:center;">()名</td> </tr> <tr> <td>内 市内事業所</td> <td style="text-align:center;">名</td> <td style="text-align:center;">()名</td> </tr> <tr> <td>当市に係る人員</td> <td style="text-align:center;">名</td> <td style="text-align:center;">()名</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 10px;">※ 請負, パート, 臨時工, 嘱託の人数は () とし 内数とする</p> <p>《注》 兼務者がいる場合の記載方法について</p> <p>【例】 専任配管工が作業員を兼務する場合 「専任配管工5名のうち2名が作業員を兼務する。」 というように記載する。</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>		主任技術者	専任配管工	現場代理人	作業員	事務職員等	合計	全従業員	名	()名	内 市内事業所	名	()名	当市に係る人員	名	()名												
	主任技術者	専任配管工	現場代理人	作業員	事務職員等	合計																							
全従業員	名	()名	()名	()名	()名	()名																							
内 市内事業所	名	()名	()名	()名	()名	()名																							
当市に係る人員	名	()名	()名	()名	()名	()名																							

6. 決算の状況	<p>(1) 決算期年.....月.....日～.....年.....月.....日 (指定申請時直前)</p> <p>(2) 本局の工事施行状況</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>装置工事</td> <td>特殊工事</td> <td>本支管工事</td> <td>その他工事</td> <td>計</td> </tr> <tr> <td>件</td> <td>件</td> <td>件</td> <td>件</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td colspan="2">主な下請発注先</td> <td colspan="3">名称</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="3">所在地</td> </tr> <tr> <td colspan="2">主な下請受注先</td> <td colspan="3">名称</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="3">所在地</td> </tr> </table> <p>(3) 総売上高円 (企業局に係る売上高.....円)</p> <p>(4) 流動資産計円 (左記の内当座資産計.....円)</p> <p>(5) 流動負債計円</p> <p>(6) 資本金円</p> <p>(7) 借入金残高円</p> <p>(8) 営業利益円</p> <p>(9) 税引前当期利益.....円</p> <p>(10) 当期欠損又は繰越欠損金を計上している場合は、その主な理由と今後の見通し又は改善策等</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>	装置工事	特殊工事	本支管工事	その他工事	計	件	件	件	件	件	主な下請発注先		名称					所在地			主な下請受注先		名称					所在地		
装置工事	特殊工事	本支管工事	その他工事	計																											
件	件	件	件	件																											
主な下請発注先		名称																													
		所在地																													
主な下請受注先		名称																													
		所在地																													
7. 前年度の税金 (.....年)	<p>(1) 法人市民税納税額円 未納額 有・無</p> <p>(2) 法人県民税納税額円 未納額 有・無</p> <p>(3) 法人税納税額円 未納額 有・無</p> <p>(4) 事業税納税額円 未納額 有・無</p>																														
8. 建設業許可 内容	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th style="width:25%;">許可年月日</th> <th style="width:50%;">許可番号</th> <th style="width:25%;">許可を受けた建設業の種類</th> </tr> <tr> <td>.....年.....月.....日</td> <td>国土交通大臣許可 特 (.....)第.....号 千葉県知事許可 般</td> <td></td> </tr> <tr> <td>.....年.....月.....日</td> <td>国土交通大臣許可 特 (.....)第.....号 千葉県知事許可 般</td> <td></td> </tr> </table>	許可年月日	許可番号	許可を受けた建設業の種類年.....月.....日	国土交通大臣許可 特 (.....)第.....号 千葉県知事許可 般	年.....月.....日	国土交通大臣許可 特 (.....)第.....号 千葉県知事許可 般																						
許可年月日	許可番号	許可を受けた建設業の種類																													
.....年.....月.....日	国土交通大臣許可 特 (.....)第.....号 千葉県知事許可 般																														
.....年.....月.....日	国土交通大臣許可 特 (.....)第.....号 千葉県知事許可 般																														
9. 入札参加資格者 名簿申請状況	習志野市入札参加資格者名簿の審査申請書提出状況 (.....年度) 有・無																														
10. 本市以外の 支店の状況	<p>有・無</p> <p>名称..... 名称.....</p> <p>所在地..... 所在地.....</p>																														
11. 他市等の 指定状況	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width:25%;">県・市町村名</td> <td style="width:25%;"></td> <td style="width:25%;">県・市町村名</td> <td style="width:25%;"></td> </tr> <tr> <td>指定内容</td> <td></td> <td>指定内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>指定期間</td> <td></td> <td>指定期間</td> <td></td> </tr> </table>	県・市町村名		県・市町村名		指定内容		指定内容		指定期間		指定期間																			
県・市町村名		県・市町村名																													
指定内容		指定内容																													
指定期間		指定期間																													
12. 溶接技能に関する 事項	習志野市溶接承認施工事業所の取得状況 有・無																														

